

全日本マーチングコンテスト愛媛県大会実施規程

第1章（総 則）

- 第1条 この大会は、「全日本マーチングコンテスト愛媛県大会」という。
- 第2条 この大会は、愛媛県吹奏楽連盟に加盟している団体が参加して、毎年実施する。
- 第3条 この大会は、県内におけるマーチングの普及・発展を図ることを目的とするが、あわせて全日本マーチングコンテスト四国支部大会予選も兼ねるものとする。
- 第4条 理事会は、毎年3月末までに、全日本マーチングコンテスト実施規程、全日本マーチングコンテスト四国支部大会実施規程、全日本マーチングコンテスト愛媛県大会実施規程に基づいて、実施会場・日時など必要事項を決定する。

第2章（実施部門および参加人数）

- 第5条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加する。
（1）中学生の部 （2）高等学校以上の部
ただし、中等教育学校においては前期課程を中学生、後期課程を高校生とみなす。
2 各部門の実施規程については第4章に定める。
- 第6条 各部門の参加人員は80名以内とする。ただし、ドラムメジャーはこの人数に含まない。
2 指揮者は置いてもよい。
- 第7条 この大会では、第5条の実施部門に加え、B部門を実施する。なお、B部門は全日本マーチングコンテスト四国支部大会の予選とはしない。
2 B部門の実施規定については第5章に定める。

第3章（資 格）

- 第8条 参加資格は、愛媛県吹奏楽連盟に登録された団体で、次のとおりとする。
- （1）中学生の部
構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める）
参加形態は以下のとおりとする。
① 単独校 従来どおりの参加形態。
② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成され団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。
- （2）高等学校以上の部
＜高等学校＞
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。
（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める）
＜大学＞
構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
＜職場＞
同一経営の会社・工場・事務所・官庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。
＜一般＞
構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。
- ※1 小学生
学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。
- ※2 中学生
学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校、中学部に在籍する生徒をいう。

第9条 その他、第8条第1項（1）－②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部でこれを検討し、理事長が参加の可否を決定する。

第10条 同一出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第11条 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章（中学生の部及び高等学校以上の部）

- 第12条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。
2 電子楽器（エレキベースを含む）・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認めない。
3 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。
- 第13条 出演時間は、6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第14条 出演時間が超過した場合は、審査の対象としない。
- 第15条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。
- 第16条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。
（注） 1）作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。
2）編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。
- 第17条 参加団体は別に定めた規程課題を行わなければならない。
なお、規程課題を行わなかった場合、失格とする場合がある。
- 第18条 指揮者を置く団体も、規定課題の演奏時はドラムメジャーを置く。指揮者は規定課題をしなくてもよい。
- 第19条 規定課題はその年度ごとの全日本吹奏楽連盟の理事会で決定したものとする。
- 第20条 服装は自由とする。ただし、華美なユニフォームは望ましくない。
- 第21条 出演順序は第三事業部会において決定する。
- 第22条 出演団体に賞状を贈ることができる。

第5章（B部門）

- 第23条 参加人数は、自由とする。
- 第24条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。
- 第25条 出演時間は、6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第26条 出演時間が超過した場合は、審査の対象としない。
- 第27条 演奏曲は自由とする。
- 第28条 演技方法は自由とする。
- 第29条 服装は自由とする。
- 第30条 出演順序は第三事業部会において決定する。
- 第31条 出演団体に賞状を贈ることができる。

第6章（審査及び表彰）

- 第32条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。
2 審査委員は3名とする。
3 審査方法は、別に定める全日本マーチングコンテスト愛媛県大会審査内規による。
- 第33条 表彰は各部門ともに金賞、銀賞、銅賞とする。

第7章（四国支部大会への選出）

- 第34条 四国支部大会への県代表の選出は、中学生の部及び高等学校以上の部からとする。
（1）理事長は審査の結果、中学生の部及び高等学校以上の部の参加団体より、上位団体に代表権を与える。

第8章（その他）

- 第35条 各部門の出場団体は、参加分担金を負担することとする。
- 第36条 この県大会の運営経費は、次によってまかなわれる。
（1）参加分担金
（2）その他（広告料、その他）
- 第37条 県大会実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる。
2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第38条 会場内で演奏演技および審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為（写真撮影、録音、録画）はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りではない。
- 第39条 この大会に出場しようとする団体は、本連盟の定めた所定の申込書によって申し込まなければならない。
- 第40条 この規程は、全日本マーチングコンテスト四国支部実施規程の改定、本連盟の総会の議決により改定することができる。
- 第41条 この規程は、平成10年4月11日より実施する。
この規程は、平成16年4月17日に改定する。
この規程は、平成19年4月14日に改定する。
この規程は、平成22年4月17日に改定する。
この規程は、平成24年4月21日に改定する。
この規程は、平成29年4月15日に改定する。
この規程は、令和5年4月23日に改定する。
この規程は、令和6年4月20日に改定する。

全日本マーチングコンテスト愛媛県大会審査内規

- 第1条 この内規は、全日本マーチングコンテスト愛媛県大会実施規定第32条及び第33条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は3名とし、理事会で選出した後、理事長が委嘱する。審査員は原則として、演奏家、作曲家、指揮者、音楽教育者、音楽評論家等の専門的知識、または吹奏楽の指導経験を有する者とする。
- 第3条 審査員は「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」の4項目について5段階で評価する。
- 第4条 判定委員会は、理事長及び理事長の委嘱した者がこれにあたる。
- 第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。
(1) 中学生の部、高等学校以上の部
判定委員会は、上位及び下位カットをした集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞にグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3：4：3を目安とする。
(2) B部門
判定委員会は、上位及び下位カットをした集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞にグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3：4：3を目安とする。
- 第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて審査員の意見を聞き、賞を決定する。
- 第7条 全日本マーチングコンテスト四国支部大会への県代表の選出は、次のとおりとする。
中学生の部、高等学校以上の部の各部門参加団体の評価総点の高位から順に代表を選出する。ただし、同点同位により代表枠数に対する超過が生じた場合、全審査員が同点団体だけに同位がないように順位をつけ、その結果を見て高順位多数順とする。高順位多数順によって順位が決定しない場合、予め指名された審査員長の順位を優先させ、順位を決定する。
- 第8条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表する。
- 第9条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。
- 第10条 この内規は、平成10年4月11日より施行する。
この内規は、平成16年4月17日に改定する。
この内規は、平成19年4月14日に改定する。
この内規は、令和6年4月20日に改定する。